

TPP交渉 農林水産分野の大筋合意の概要 (追加資料)

○農林水産物市場アクセス分野

農産物関連

豆類、こんにゃく、茶の合意内容	1
園芸関連品目の合意内容	2
オレンジ（生果）の合意内容	3
オレンジ（生果）のセーフガードの概要	4
牛肉・豚肉関連分野の合意内容	5
乳製品分野の合意内容	7
鶏卵・鶏肉・軽種馬・天然はちみつの合意内容	9
軽種馬の合意内容	10
飼料分野の合意内容	11
主な加工食品の合意内容	12
米の国別枠におけるSBS方式の運用について	13
ホエイの数量セーフガードの運用について	14

林産物関連

主な林産物の合意内容	15
主な木材製品の概要	16
林産物のセーフガードの概要	17
丸太輸出管理制度の運用について	18

水産物関連

主な水産物の合意内容	19
------------	----

○テキスト分野

物品市場アクセス章の概要	21
--------------	----

平成27年10月
農林水産省

TPP交渉における豆類、こんにゃく、茶の合意内容

品目	現在の関税率		合意内容	国内生産量 (直近3カ年平均)	輸入量 (直近3カ年平均)	うちTPP参加国
小豆	枠内:10% 枠外:354円/kg		・枠内について即時関税撤廃 ・枠外について現行維持	7.1万トン	2.6万トン	総計:1.1万トン カナダ:1.0万トン 米国:0.09万トン
いんげん	枠内:10% 枠外:354円/kg		・枠内について即時関税撤廃 ・枠外について現行維持	1.8万トン	3.4万トン	総計:1.5万トン 米国:0.9万トン カナダ:0.6万トン
落花生	枠内:10% 枠外:617円/kg		・枠内について即時関税撤廃 ・枠外について段階的に8年目に関税撤廃	1.7万トン	2.7万トン	総計:0.9万トン 米国:0.9万トン 豪州:0.02万トン
こんにゃくいも	こんにゃく いも	枠内:40% 枠外:2796円/kg	・枠内について現行維持 ・枠外について段階的に6年目までに15%削減	0.54万トン (精粉ベース)	0.06万トン (精粉ベース)	総計:0.0002万トン ベトナム:0.0002万トン
	製品	21.3%	・段階的に6年目までに15%削減	20.5万トン (推計)	2.7万トン	総計:0.0001万トン ベトナム:0.0001万トン
茶	17%		・段階的に6年目に関税撤廃	8.5万トン	0.5万トン	総計:0.06万トン オーストラリア:0.03万トン ベトナム:0.03万トン

TPP交渉における主な園芸関連品目の合意内容

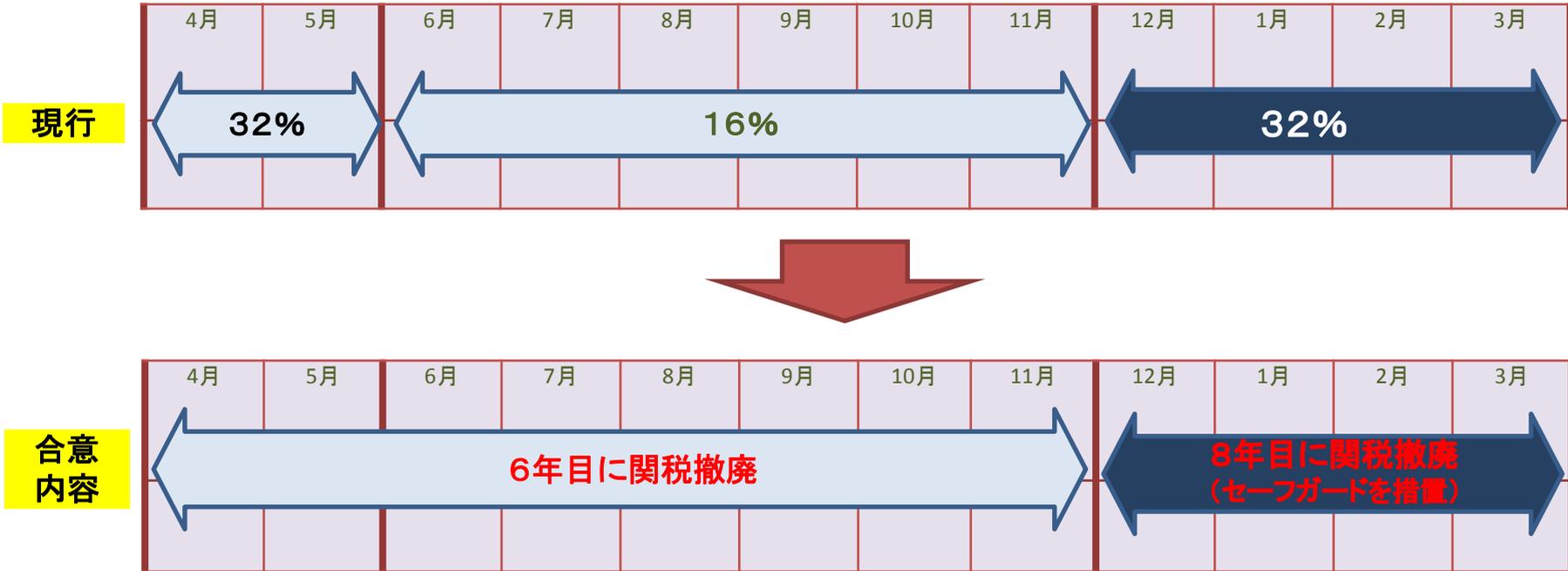
品目	現在の関税率		合意内容	国内生産量 (直近3カ年平均)	輸入量 (直近3カ年平均)	うちTPP参加国
トマト加工品	トマトピューレー・ペースト	枠内:無税 枠外:16%	・段階的に6年目に関税撤廃	30万トﾝ	26万トﾝ	総計:5万トﾝ 米国:3.2万トﾝ チリ:1.3万トﾝ
	トマトケチャップ、トマトソース、 トマトジュース等	17%~29.8%	・段階的に6~11年目に関税撤廃			
オレンジ (生果)	6月~11月 16% 12月~5月 32%		・4月~11月 段階的に6年目に関税撤廃 ・12月~3月 段階的に8年目に関税撤廃 (関税削減期間中はセーフガードを措置)	86万トﾝ ※直近4カ年平均 (うんしゅうみかんの生産量)	12万トﾝ ※直近4カ年平均	総計:11万トﾝ 米国:8.3万トﾝ 豪州:2.7万トﾝ
オレンジ (果汁)	「21.3%」~ 「29.8%又は23円/kgのうちの高い方」		・段階的に6~11年目に関税撤廃	0.6万トﾝ ※直近4カ年平均 (うんしゅうみかん果汁の生産量)	9.4万トﾝ ※直近4カ年平均	総計:0.8万トﾝ メキシコ:0.5万トﾝ 米国:0.2万トﾝ
りんご (生果)	17%		・段階的に11年目に関税撤廃	74万トﾝ ※直近4カ年平均	0.1万トﾝ ※直近4カ年平均	総計:0.1万トﾝ NZ:0.1万トﾝ 豪州:0.003万トﾝ
りんご (果汁)	「19.1%」~ 「34%又は23円/kgのうちの高い方」		・段階的に8~11年目に関税撤廃	1.5万トﾝ ※直近4カ年平均	8.4万トﾝ ※直近4カ年平均	総計:0.8万トﾝ チリ:0.4万トﾝ 米国:0.2万トﾝ
パインアップル (生果)	17%		・段階的に11年目に関税撤廃	0.7万トﾝ ※直近4カ年平均	16.3万トﾝ ※直近4カ年平均	総計:0.03万トﾝ 米国:0.03万トﾝ メキシコ:0.001万トﾝ
パインアップル (缶詰)	枠内:無税 枠外:33円/kg		・関税割当制度を維持 ・枠外について段階的に6年目までに15%削減	0.06万トﾝ ※直近4カ年平均	3.8万トﾝ ※直近4カ年平均	総計:0.2万トﾝ マレーシア:0.2万トﾝ ベトナム:0.004万トﾝ
さくらんぼ	8.5%		・段階的に6年目に関税撤廃	1.9万トﾝ ※直近4カ年平均	1.0万トﾝ ※直近4カ年平均	総計:1.0万トﾝ 米国:1.0万トﾝ チリ:0.003万トﾝ
ぶどう	3月~10月 17% 11月~2月 7.8%		・即時関税撤廃	18.6万トﾝ ※直近4カ年平均	1.8万トﾝ ※直近4カ年平均	総計:1.8万トﾝ チリ:1.0万トﾝ 米国:0.8万トﾝ

(参考)ポトルワイン:現在の関税率は、15%又は125円/Lのうち低い方が適用。TPP交渉により8年目に関税撤廃することに合意。

TPP交渉におけるオレンジ(生果)の合意内容

【合意内容】

- ・ 国産うんしゅうみかんが最も出回る12～3月は、段階的に8年目に関税撤廃、4月～11月は段階的に6年目に関税撤廃。
- ・ ただし、12～3月については、輸入急増に対するセーフガードを措置。



○ 4/1～11/30 : 段階的に6年目に関税撤廃

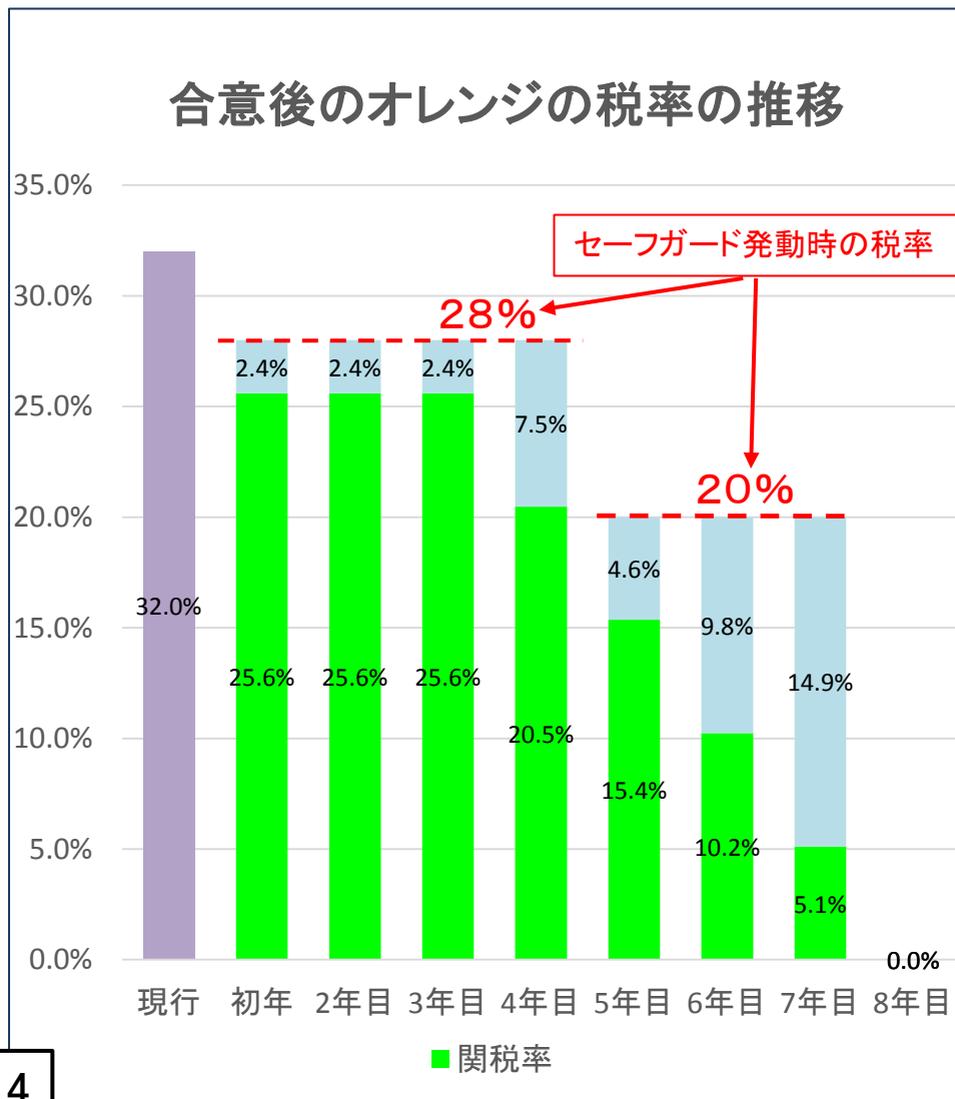
○ 12/1～3/31 : 段階的に8年目に関税撤廃

現行32%を1年目に25.6%に削減し、3年据え置き、4年目から段階的に削減し、8年目に関税撤廃。セーフガードを措置。

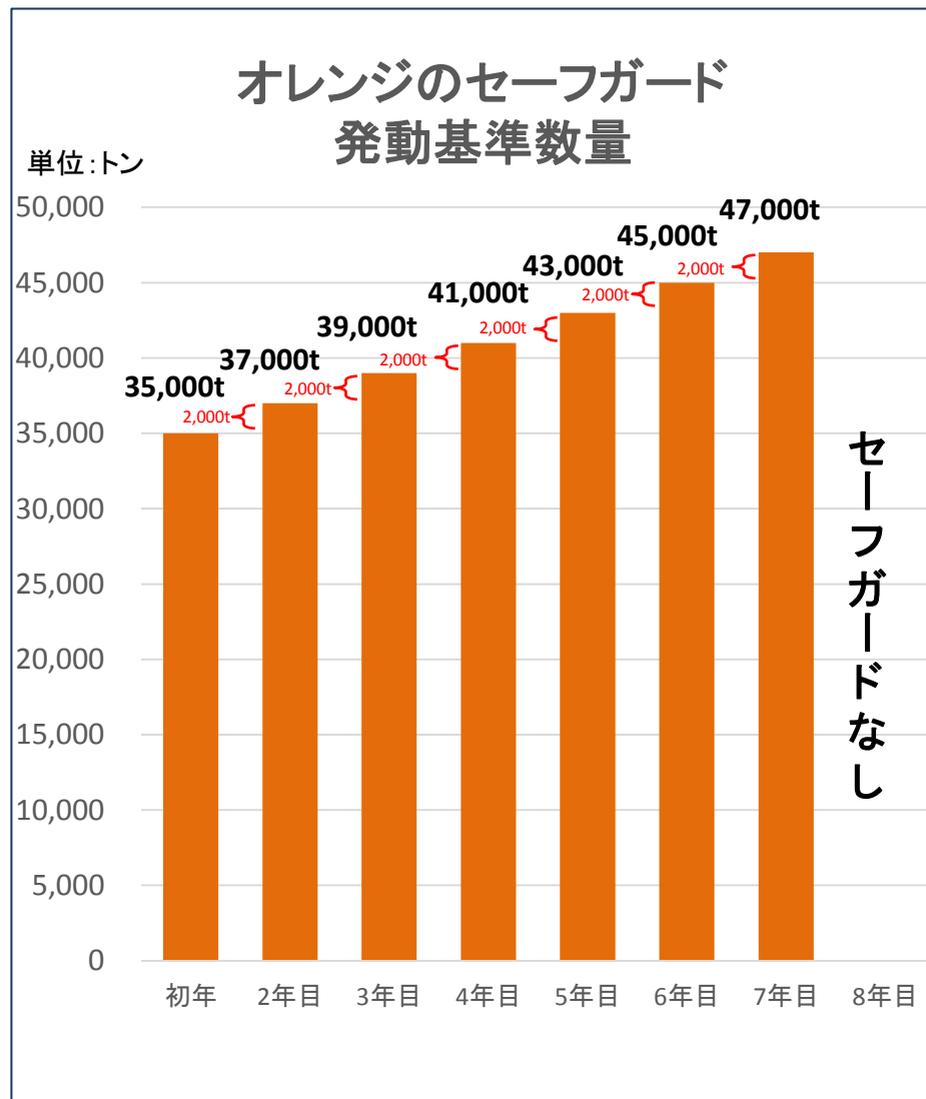
TPP交渉におけるオレンジ(生果)のセーフガードの概要

12～3月に輸入されるオレンジ(生鮮)のセーフガード措置について

合意後のオレンジの税率の推移



オレンジのセーフガード発動基準数量

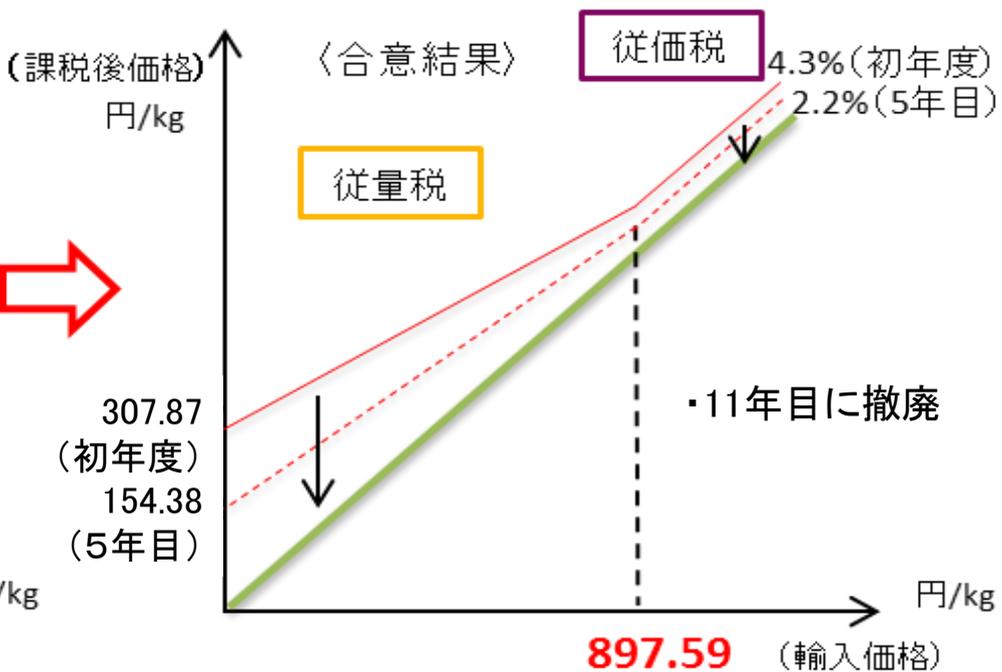
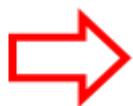
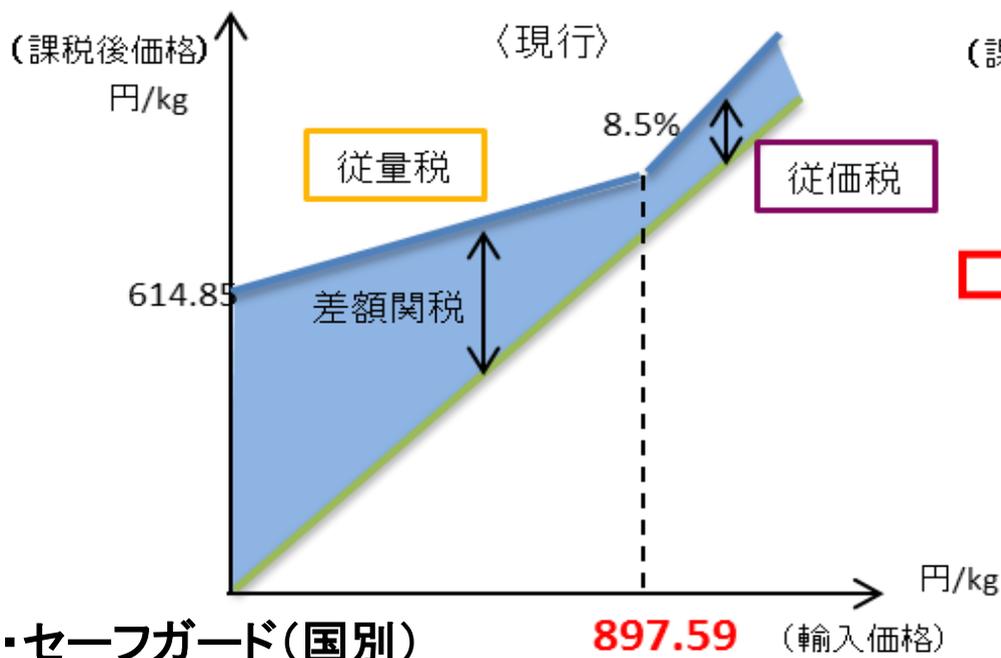


TPP交渉におけるその他の牛肉・豚肉関連分野の合意内容(1/2)

品 目 名	合 意 内 容
牛内臓(ハラミ等)	現行12.8%の関税を、初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し13年目に撤廃
牛タン	現行12.8%の関税を、初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
牛肉30%未満の調製品	現行21.3%の関税を、毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
その他牛肉関連(牛生体、肝臓、その他調製品等)	現行関税を、毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃
豚肉調製品(ハム・ベーコン等差額関税のもの)	現行関税を、初年度▲50%とし、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃 セーフガードあり。【次頁参照】
豚肉調製品(ソーセージ等差額関税でないもの)	現行10～20%の関税を、毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃
豚の冷蔵の内臓、肝臓(冷凍)	現行8.5%の関税を、毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
豚の冷凍の内臓	現行8.5%の関税を、初年度4.2%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し8年目に撤廃
子豚	現行8.5%の関税を、即時撤廃
成豚(差額関税)	現行関税を、毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃

TPP交渉におけるその他の牛肉・豚肉関連分野の合意内容(2/2)

【ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製品】



・セーフガード(国別)

【発動基準】

過去3年間の輸入量の最高値に下表の割合を乗じた値を超えた場合に、年度末まで関税を引上げ

1-2年目	3-6年目	7-11年目
115%	118%	121%

【発動後の税率】

1～4年目	5～9年目	10～11年目	12年目
発効前の85%	発効前の60%	発効前の45%	廃止

TPP交渉における乳製品(その他乳製品)分野の合意内容

乳製品の種類	現在の関税率	合意内容
全粉乳・ バターミルクパウダー	国家貿易: 25%~35%+マークアップ° 枠外: 25.5%+612円/kg、 29.8%+396円/kg等	<ul style="list-style-type: none"> ・関税割当の新設(TPP枠) <ul style="list-style-type: none"> ① 枠内数量: 1,500トン→2,250トン(6年目、生乳換算) 枠内税率: 全粉乳 30%+210円/kg→30%(11年目・民間貿易) バターミルクパウダー 25%~35%+200円/kg→25%~35%(11年目・民間貿易) ② 枠内数量: 20,000トン→60,000トン(11年目、生乳換算) 枠内税率: 抱合せ無税(国産(全粉)): 輸入=1:3 用途: チョコレート原材料用
ホエイ	国家貿易: 25%、35%+マークアップ° 関税割当: 無機質25%、35%、乳幼児用10% 無機質濃縮ホエイ 枠内数量: 14,000トン 乳幼児用ホエイ 枠内数量: 25,000トン 枠外: 29.8%+425円/kg等	<ul style="list-style-type: none"> ・関税割当の新設(国別枠) <ul style="list-style-type: none"> (米国) 無機質濃縮ホエイ 1千トン→4千トン(11年目)、枠内税率: 25%、35%→0%(6年目) 乳幼児用ホエイ 3千トン→3千トン(11年目)、枠内税率: 即時関税撤廃 パーミエイト 1千トン→2千トン(11年目)、枠内税率: 即時関税撤廃 (豪州) 無機質濃縮ホエイ 4千トン→5千トン(11年目)、枠内税率: 25%、35%→0%(6年目) (NZ) 無機質濃縮ホエイ 枠内税率: 25%、35%→0%(6年目) 乳幼児用ホエイ 1.3千トン→1.7千トン(11年目) 枠内税率: 即時関税撤廃 パーミエイト 枠内税率: 即時関税撤廃
加糖れん乳	国家貿易: 30%+マークアップ° 枠外: 25.5%+509円/kg等	<ul style="list-style-type: none"> ・関税割当の新設(TPP枠) 枠内数量: 750トン(即時) 枠内税率: 即時関税撤廃
無糖れん乳	関税割当(枠内数量: 1,500トン): 枠内25%、30% 枠外: 25.5%+509円/kg等	<ul style="list-style-type: none"> ・関税割当の新設(TPP枠) 枠内数量: 1,500トン→4,750トン(6年目) 枠内税率: 即時関税撤廃
PEF(調製食用脂)	関税割当(枠内数量18,977トン): 枠内25% 枠外: 29.8%+1,159円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の関税割当の枠内税率を11年目まで80%削減、残りの税率(5%)を21年目までに撤廃
その他の乳製品 (乳成分が全重量の30%以上) 牛乳、ヨーグルト、粉ミルク、粉乳調製品、バ ター調製品 等	関税割当(枠内数量: 133,940トン(生乳換算)): 枠内12%~35% 枠外: 29.8%+679円/kg等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の関税割当の枠内税率を6年目までに50~90%削減、または撤廃

TPP交渉における乳製品(その他乳製品)分野の合意内容

乳製品の種類	現在の関税率	合意内容
アイスクリーム・氷菓	21.0%～29.8%(アイスクリーム) 21.3%～29.8%(氷菓)	・アイスクリーム:6年で63%～67%削減 ・氷菓:11年目で関税撤廃
フローズンヨーグルト	26.3%、29.8%	・11年目で関税撤廃
無糖ココア調製品 (2kgを超える容器入り、ココア粉が全重量の10%以上)	21.3% 抱合わせ無税関税割当 (国産:輸入:1:2.6)	・関税割当(TPP枠)を新設 ①枠内数量:5,500トン(即時)、枠内税率:21.3%→10.7%(11年目) ②枠内数量:4,000トン→12,000トン(11年)、枠内税率:抱合せ無税(国産(全粉):輸入=1:3)
加圧容器入りにした ホイップドクリーム	25.5%(4類)	・6年目で関税撤廃(即時で50%関税削減)
乳幼児用粉ミルク (小売用、乳成分が全重量の30%未満)	21.3%、23.8%(加糖)	・11年目で関税撤廃
低脂肪調製食用脂	21.3%	・関税割当(TPP枠)を新設 枠内数量:1,500トン→2,300トン(11年目) 枠内税率:21.3%→10.7%
乳糖、カゼイン、ミルクアルブミン	8.5%、5.4%、2.9%	・即時関税撤廃

TPP交渉における鶏卵・鶏肉・軽種馬・天然はちみつの合意内容

	品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近3カ年平均)	輸入量 (直近3カ年平均)	うちTPP参加国
鶏卵	殻付き卵	17%～21.3%	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵・冷凍のものについては、段階的に13年目に関税撤廃 発効時に20%削減し、6年据え置きの後、 7年目から段階的に13年目に関税撤廃 その他のものについては、段階的に11年目に関税撤廃 	鶏卵:251万トン	0.2万トン	総計:0.1万トン 米国:0.1万トン オーストラリア:0.0003万トン
	全卵又は卵黄	18.8%～21.3% 又は48～51円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 全卵粉については、段階的に13年目に関税撤廃 発効時に50%削減し、6年据え置き後に7年目に25%削減し、 6年据え置き後に13年目に関税撤廃 その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃 			総計:2.0万トン 米国:1.8万トン メキシコ:0.1万トン
	卵白	8%	<ul style="list-style-type: none"> 即時関税撤廃 			総計:0.9万トン メキシコ:0.4万トン 米国:0.2万トン
鶏肉等	鶏肉	8.5%、11.9%	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、段階的に11年目に関税撤廃 ただし、冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉(丸鶏及び骨付きも肉を除く。)については、段階的に6年目に関税撤廃 	鶏肉:147万トン	44.2万トン	総計:2.5万トン 米国:2.5万トン チリ:0.05万トン
	鶏肉調製品	6%、21.3%	<ul style="list-style-type: none"> 牛・豚の肉を含むものについては、段階的に11年目に関税撤廃 その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃 (発効時に20%削減) 			総計:0.04万トン 米国:0.04万トン ニュージーランド:0.0006万トン
	軽種馬	340万円/頭	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠馬については、即時関税撤廃 競走馬については、段階的に16年目に関税撤廃。セーフガードを措置 (競走馬の取引価格が850万円/頭の発動基準価格よりも10%超低い場合にその差に応じて関税を加算) 	6,841頭	170頭 うち妊娠馬7頭 うち競走馬163頭	総計:119頭(4) 米国:111頭(3) オーストラリア:8頭(1) ※()はうち妊娠馬頭数
	天然はちみつ	25.5%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に8年目に関税撤廃 	0.3万トン	3.8万トン	総計:0.4万トン カナダ:0.2万トン ニュージーランド:0.06万トン

TPP交渉における軽種馬の合意内容

○妊娠馬は即時関税撤廃。競走馬は段階的に16年目に関税撤廃し、低価格馬の輸入に対してセーフガードを措置。

○セーフガードは、輸入取引価格が発動基準価格(※850万円/頭)よりも10%を超えて低い場合に、その差に応じた追加関税を加算。(※近年の米国からの輸入馬の平均価格を基に設定)

○競走馬のセーフガードの概要

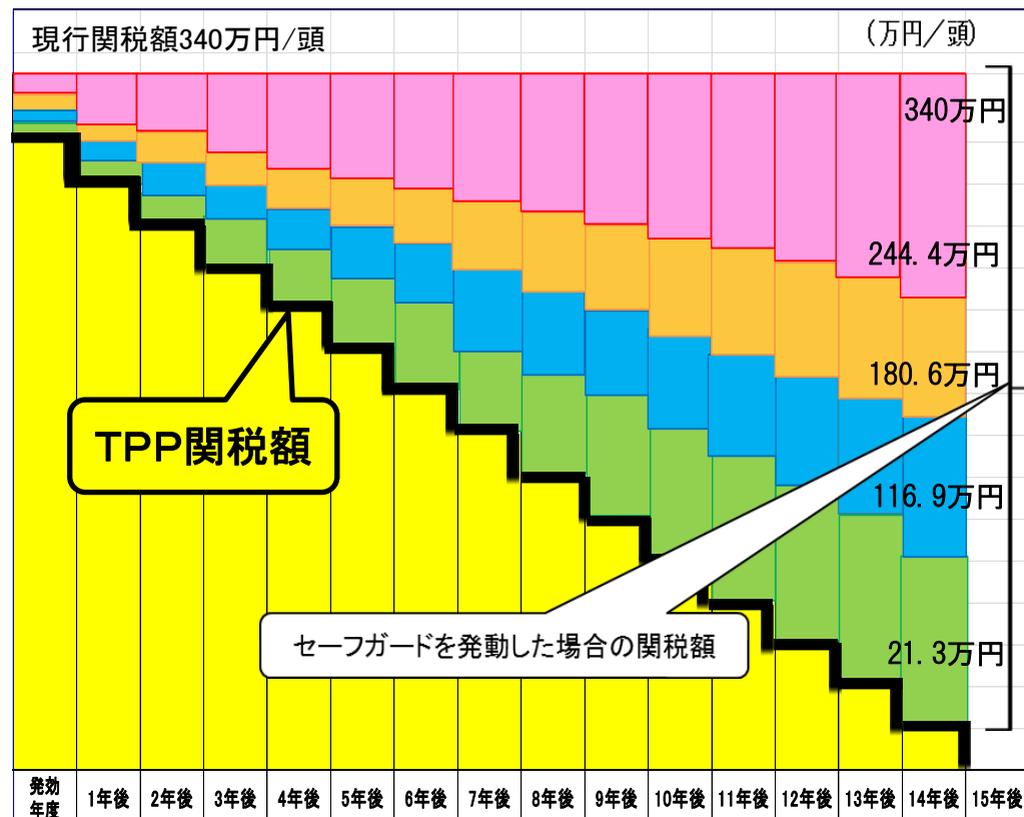
- ・ 輸入取引価格が発動基準価格よりも10%を超えて低い場合に、その差に応じた追加関税を加算。
- ・ 発動基準価格:850万円/頭

輸入取引価格と発動基準価格との差	輸入取引価格	追加関税
75%超	212.5万円未満	MFN税率とTPP税率の差の100%
60%超～75%以下	212.5万円以上～340万円未満	MFN税率とTPP税率の差の70%
40%超～60%以下	340万円以上～510万円未満	MFN税率とTPP税率の差の50%
10%超～40%以下	510万円以上～765万円未満	MFN税率とTPP税率の差の30%
10%以下	765万円以上	なし

注:MFN税率=最恵国税率(現行340万円/頭)

TPP税率=関税撤廃期間中の税率(16年で均等に下げられる当該年度の税率)

○セーフガード発動時の課税イメージ(TPP関税+追加関税)

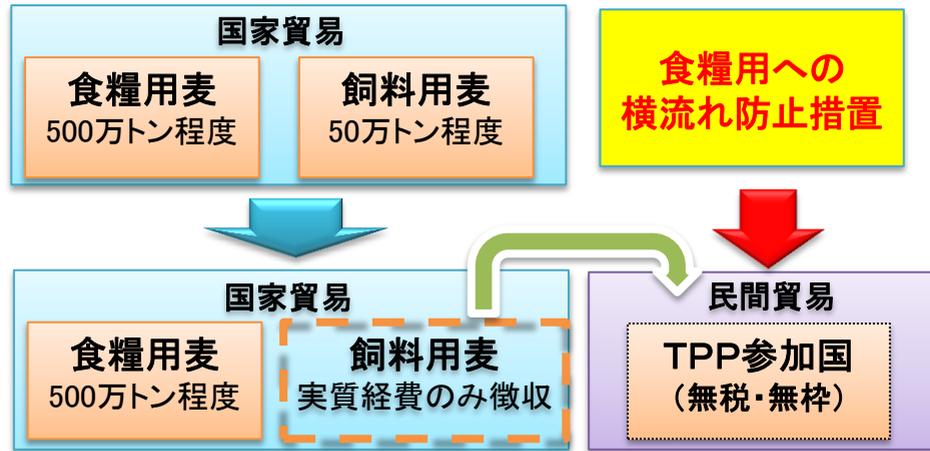


TPP交渉における飼料分野の合意内容

【合意内容】

- ・飼料用麦について、食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行。
- ・飼料用ビタミン調製品等で即時関税撤廃。(注: 麦を含む主な飼料原料については、現行においても実質的に無税。)

○飼料用麦の民間貿易化イメージ(小麦の場合)



【影響等】

- 麦の国内生産及び飼料用麦の需給に影響しない(飼料用麦は国内生産がない)
- 日豪EPAにおける飼料用麦と同様の措置(飼料用麦の実需者団体は従来より民間貿易化を要望)
- 飼料用麦は現行でも国家貿易制度(SBS)の下で政府管理経費相当のマークアップ(実質経費)のみ徴収

○その他の主な飼料原料

品目	現状の制度	合意内容
飼料用脱脂粉乳	関税割当制度(枠内は無税)	同左
飼料用ホエイ	関税割当制度(枠内は無税)	即時関税撤廃
飼料用とうもろこし、飼料用グレーンソルガム	税関の監督の下で飼料の原料として使用するもの(承認工場制度)は無税	同左
単体飼料用丸粒とうもろこし	関税割当制度(枠内は無税)	同左
大豆油かす、菜種油かす、ふすま、ぬかその他のかす	無税	同左
飼料用ビタミン調製品、その他の飼料用添加物	3%	即時関税撤廃

TPP交渉における主な加工食品の合意内容

品目	現在の関税率	合意内容
キャンディ ホワイトチョコレート 砂糖菓子	25%	関税割当 枠内税率：25% → 0%（即時） 枠内数量：3,000t → 6,000t（11年目）
チューイングガム	24%	段階的撤廃：24%→0%（11年目）
ビスケット	スイートビスケット 20.4% ビスケット、クッキー及びクラッカー（砂糖入り） 15%	スイートビスケット 段階的撤廃：20.4% → 0%（11年目） ビスケット、クッキー及びクラッカー（砂糖入り） 段階的撤廃：15% → 0%（6年目）
パスタ	スパゲティ 30円/kg マカロニ 30円/kg その他パスタ 5.1～23.8%	スパゲティ 段階的削減：30円/kg → 12円/kg（9年目） マカロニ 段階的削減：30円/kg → 12円/kg（9年目） その他パスタ 段階的撤廃：5.1～23.8% → 0%（11年目）
植物油脂	大豆油 10.9円/kg、13.2円/kg 菜種油 10.9円/kg、13.2円/kg こめ油 8.5円/kg、10.4円/kg	大豆油 段階的撤廃：10.9円/kg、13.2円/kg → 0円/kg（6年目） 菜種油 段階的撤廃：10.9円/kg、13.2円/kg → 0円/kg（6年目） こめ油 段階的撤廃：8.5円/kg、10.4円/kg → 0円/kg（11年目）
食用加工油脂	マーガリン 29.8% ショートニング 12.8%	マーガリン 段階的撤廃：29.8% → 0%（6年目） ショートニング 段階的撤廃：12.8% → 0%（6年目）

米の国別枠におけるSBS方式の運用について

^{コメ}米の国別枠における売買同時契約方式(SBS)の運用方法に関し、円滑な入札手続きを行うため、透明性向上の観点から、以下の技術的な変更を行う予定。

1. 入札スケジュール
年6回、毎年5月から2ヵ月毎に実施 等
2. 入札参加資格の設定
外国法人でも日本で登記されれば参加可能 等
3. 政府予定価格の設定
政府予定価格を短粒種・中粒種・長粒種毎等に設定 等
4. 最低マークアップの運用
年度内において安定的に運用 等
5. 砕米割合の設定
砕米割合を7%以下に設定 等
6. 最低入札単位の設定
最低入札単位を17トンに設定 等
7. 入札結果の公表
落札した政府買入価格の最高値・最低値を公表 等
8. 再入札の実施
予定数量に満たなかった場合、翌日に再入札を実施 等
9. 船積・引渡期限の設定
船積期限を11ヶ月、引渡期限を12ヶ月に延長 等
10. レビューの実施
毎年度最初の3回の入札で消化率が90%を下回る場合、以降は残りの枠数量全量を入札に付す
3年度中2年度で数量が消化されなかった場合に最低マークアップを一時的に15%引下げ 等

(注)内容が確定した時点で、改めて公表予定。

ホエイ(たんぱく質含有量25%以上45%未満)の数量セーフガードについては、①脱脂粉乳が国内で不足している場合や、②脱脂粉乳の国内需要について明らかな減少がない場合、数量セーフガードを適用しないこととなっているが、日米間において、それぞれの場合を以下の通り定める予定。

① 脱脂粉乳が国内で不足している場合

国家貿易による脱脂粉乳の追加輸入(WTO等国际約束に基づくもの以外の国家貿易による輸入)を行う場合、当該年度は、国内において脱脂粉乳が不足している状態とみなす。

② 脱脂粉乳の国内需要について明らかな減少がない場合

国産脱脂粉乳の生産、在庫、卸売価格の動向及び自然災害や異常気象等を踏まえ、脱脂粉乳の国内需要について、明らかな減少がないかどうか総合的に判断する。

主な林産物の合意内容

(単位:m3, 千kg)

品目概要	単位	関税率	2011年～2013年の品目毎の3カ年平均輸入量									
			マレーシア	カナダ	NZ	チリ	ベトナム	米国	豪州	その他	TPP計	世界計
熱帯木材合板(その他)(※1)	m3	6.0	770,121	-	-	-	7,616	41	-	59	777,837	1,351,237
広葉樹合板(※1)	m3	6.0	616,393	194	-	-	41,502	92	-	-	658,181	1,155,461
熱帯木材合板(14種)(※1)	m3	8.5～10.0	151,166	-	-	-	40	1	-	-	151,207	368,600
針葉樹合板(※1)	m3	6.0	223	23,748	50,208	7,401	2,565	2,837	-	-	86,981	154,145
OSB(※2)	m3	5.0～6.0	-	206,518	0	-	-	462	-	-	206,980	263,578
パーティクルボード(※2)	m3	6.0	13,035	181	61,442	-	113	24	1,380	-	76,174	84,693
SPF製材(※1)	m3	4.8	6	1,502,676	55,559	300,059	209	9,686	101	-	1,868,296	5,397,478
造作用LVL(※2)	m3	6.0	20,234	664	5,999	-	1,231	488	-	-	28,616	478,090
造作用集成材(※2)	m3	6.0	5,405	286	33	275	6,425	20	-	-	12,445	96,386
ブロックボード等	m3	6.0	28,203	-	-	-	80	-	-	-	28,282	103,751
フリー板	m3	2.9	9,267	53	38	1,566	19,733	23	15	-	30,696	320,764
さねはぎ加工	m3	5.0	6,664	13,813	258	443	1,133	64	36	11	22,423	91,723
MDF	千kg	2.6	119,373	7	208,176	4,731	213	100	8,913	-	341,514	377,599
その他建築用木工品	千kg	3.9	72	2,669	33,003	-	553	5,895	2	-	42,193	272,185
その他木製品	千kg	2.9	2,460	315	4	13	4,411	149	1,508	10	8,869	124,275

(凡例)

発効時50%削減、15年目まで横ばいで推移し、16年目で撤廃。セーフガード付き。	
15年間均等引き下げ、16年目で撤廃。セーフガード付き。	
発効時50%削減、10年目まで横ばいで推移し、11年目で撤廃。セーフガード付き。	
10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。	
即時撤廃	

(備考)

- 熱帯木材合板(その他): ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。(6ライン)
- 針葉樹合板: ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。(3ライン)
- 造作用LVL: 針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
- 造作用集成材: 針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
- その他建築用木工品: CLTについては、8年間均等引き下げ、9年目で撤廃。(1品目)

(※1) 国会決議品目

(※2) 国会決議品目の主な競合品目

主な木材製品の概要

木材製品	イメージ	主な用途	国内との競合品
合板(※)		PB、OSB、MDF、ブロックボード、LVLと同じ	国産合板
OSB (オリエンテッド・ストランド・ボード (Oriented Strand Board)。薄い木材の小片を何層にも重ねて作られたボードであり、住宅の屋根、壁、床の下地として使用される。構造用パネルとも呼ばれる。)		住宅・大規模木造建築物の屋根、壁及び床の下地材	国産合板
パーティクルボード		家具用(組立家具、キャビネット等)、建築用(床や壁などの下地材等)	国産合板
SPF製材 (トウヒ属・マツ属・モミ属 (Spruce、Pine、Fir) の製材。)		住宅資材(ツーバイフォー工法用枠組材)	国産製材
LVL (ラミネーテッド・ベニア・ランバー (Laminated Veneer Lumber、単板積層材)。2~4mm程度の単板を数層から数十層、繊維方向を平行にして積層、密着したもの。)		家具の芯材、間柱、梱包用など	国産合板、 国産製材
造作用集成材		階段、壁面、カウンター、床材など	国産集成材
ブロックボード		ドア、収納、扉など	国産合板
フリー板		階段、壁面、カウンター、床材など	国産集成材
さねはぎ加工		床材、壁面など	国産製材
MDF (ミディアム・デンシティ・ファイバーボード (Medium Density Fiberboard、中密度繊維板)。木質繊維を原料とするボードで、住宅の壁や家具、造作材)		壁面、家具、造作材など	国産合板
その他建築用木工品 (CLT) (クロス・ラミネーテッド・ティンバー (Cross Laminated Timber、直交集成板)。ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。)		柱、梁、桁など、構造物の耐力部材	国産CLT

※ 合板には、熱帯木材合板(14種)、熱帯木材合板(その他)、針葉樹合板、広葉樹合板の4種類がある。それぞれの定義は以下のとおり。熱帯木材合板(14種)は、ダークレッドラワン、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、マホガニー等の14種の熱帯木材を原料としたもの。熱帯木材合板(その他)は、熱帯木材合板(14種)を除く熱帯木材を原料としたもの。針葉樹合板は、針葉樹を原料としたもの。広葉樹合板は、熱帯木材を除く広葉樹を原料としたもの。

林産物のセーフガードの概要

対象国	対象品目	存続期間	発動数量	2013年 輸入実績
マレーシア	熱帯産木材合板	15年間(*)	1年目:1,044.0千m ³ →15年目:1,336.0千m ³ (年増加量 20.9千m ³ (1~15年目) 31.3千m ³ (16年目以降))	1,039千m ³
	広葉樹合板	15年間(*)	1年目:616.0千m ³ →15年目:788.2千m ³ (年増加量 12.3千m ³ (1~15年目) 18.5千m ³ (16年目以降))	520千m ³
カナダ	針葉樹合板	15年間(*)	1年目:7.0千m ³ →15年目:8.4千m ³ (年増加量 0.1千m ³ (1~15年目) 0.1千m ³ (16年目以降))	6.3千m ³
	SPF製材	15年間(*)	1年目:1,573.0千m ³ →15年目:2,014.0千m ³ (年増加量 31.5千m ³ (1~15年目) 31.5千m ³ (16年目以降))	1,573千m ³
	OSB、パーティクル ボード	15年間(*)	1年目:224.0千m ³ →15年目:287.0千m ³ (年増加量 4.5千m ³ (1~15年目) 4.5千m ³ (16年目以降))	224千m ³
ニュージーランド	パーティクルボード	10年間	1年目:65.0千m ³ →10年目:74.9千m ³ (年増加量1.1千m ³)	62千m ³
	針葉樹合板	15年間	1年目:60.0千m ³ →15年目:76.8千m ³ (年増加量1.2千m ³)	47.9千m ³
チリ	針葉樹合板	15年間	1年目:13.0千m ³ →15年目:27.0千m ³ (年増加量1.0千m ³)	2.9千m ³
ベトナム	広葉樹合板、針葉樹 合板、熱帯産木材合 板	15年間	1年目:180.0千m ³ →15年目:362.0千m ³ (年増加量13.0千m ³)	79千m ³

- 輸入量が発動水準に達した場合、自動的に発効前の関税率に引き上げ。
- 本措置は、輸入量が発動水準に達した月の翌々月から当該年度末までの間、発動される。

* 16年目以降もセーフガードを維持可

丸太輸出管理制度の運用について

TPP 協定の署名に際し、日加両国政府は林産品の貿易に係る交渉について以下のとおり合意

1 委員会の創設

林産品に関する二国間林業委員会を創設

2 同委員会の活動時期及び活動内容

- ① TPP 協定の発効から 5 年を経過した年に、日本政府が措置するセーフガードの必要性について点検。5 年目以降も常設の議題とする。
- ② カナダ連邦政府が 3 により措置する対日丸太輸出申請の自動的な許可について点検。問題が生じた場合には、同委員会で解決を図る。

3 丸太輸出規制の改善

カナダ政府は、関係法令に規定する手続きに則った対日丸太輸出申請は、これを許可する。

(注：これにより丸太調達の適切な競合が図られて加国内の丸太価格が上昇し、我が国に輸出される製材品等の価格の適正化が図られることが期待される)

主な水産品の合意内容

品目	現行関税率	関税率削減・関税撤廃期間	主要製品形態
のり	1.5円/枚、 40%	即時に15%削減(1.28円、 34%)	干し
こんぶ	15%	即時に15%削減(12.7%)	干し・生鮮・冷凍
のり・こんぶ調製品	25～28%	即時に15%削減(21.2～ 23.8%)	加工品
わかめ	10.5%	即時に15%削減(8.9%)	干し・生鮮・冷凍
ひじき	10.5%	即時に15%削減(8.9%)	干し・生鮮・冷凍
あじ	10%	段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】	生鮮・冷凍
さば	生鮮:10% 冷凍:7%	段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】	生鮮・冷凍
さんま	10%	生鮮:段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	冷凍
ぶり	10%	活魚:段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	活魚・冷凍
するめいか	5%	段階的に11年目に無税	冷凍
あかいか、やりいか	生鮮:5% 冷凍:3.5%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	冷凍
まいわし	10%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	冷凍
かたくちいわし	10%	生鮮:段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	冷凍
ほたてがい	10%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
太平洋くろまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
大西洋くろまぐろ	3.5%	生鮮:段階的に6年目に無税 冷凍(フィレ含む):段階的に11年目に 無税	生鮮・冷凍
みなみまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
めばちまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
きはだまぐろ	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
びんながまぐろ	3.5%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	生鮮・冷凍

品目	現行関税率	関税率削減・関税撤廃期間	主要製品形態
かつお	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
ぎんざけ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
大西洋さけ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
ます	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
べにざけ	3.5%	生鮮: 段階的に6年目に無税 冷凍: 即時無税	生鮮・冷凍
太平洋さけ(しろざけ、ますのすけ等)	3.5%	段階的に6年目に無税	生鮮・冷凍
まだら	生鮮: 10% 冷凍: 6%	生鮮: 段階的に11年目に無税 冷凍: 即時無税	冷凍
すけとうだら	6%	段階的に6年目に無税	冷凍
すけとうだらのすり身	4.2%	即時無税	冷凍
たら類の卵	4.2%	即時無税	冷凍
にしん	6%	即時無税	冷凍
にしんの卵	冷凍: 4% 塩蔵: 8.4%	即時無税	冷凍・塩蔵
ひらめ・かれい	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
かに(ずわいがに・たらばがに等)	4%	即時無税	生鮮・冷凍
えび	1~2%	即時無税	生鮮・冷凍
えび調製品	4.8~5.3%	即時無税	加工品
まぐろ缶詰	9.6%	即時無税	加工品
うなぎ調製品(蒲焼)	9.6%	段階的に11年目に無税	加工品

【注】あじ、さば、生鮮さんま、活ぶりについては、米国は12年目に無税(ただし、8年間現行税率を維持し、その後3年間かけて段階的に撤廃)、他国は16年目に無税(初年度から削減開始)。

TPP協定 物品市場アクセス章の概要 (農林水産物貿易に関連する主な規定)

(1) 農業輸出補助金・輸出信用

締約国によるTPP域内向けの輸出補助金を禁止(WTOでは上限の約束があるのみ)。輸出信用に関する規律作成に向けてWTOにおいて協力することを規定。

(2) 輸出税

締約国によるTPP域内向けの輸出税を禁止・撤廃。(WTOでは規律なし)

(3) 輸出制限

締約国がTPP域内向けの食料の輸出を禁止・制限する場合は、事前に相手国に通報し、要請に応じて協議を実施しなければならないと規定。輸出国に課されるWTOにはない規定として、①実施30日前までに通報すること、②輸出制限措置を導入する必要性について情報提供すること、③締約国からの質問に対して14日以内に書面で回答すること、④輸出制限措置は原則6カ月間とし、対象品目の純輸入国との協議なしに12カ月を超えて維持できないことを規定。

(4) 関税割当運用

TPP協定の下で設定された関税割当の運用について、割当数量の公表、未使用枠の返納・再配分、譲許表に定めた条件に追加して条件を課すことの禁止等を規定。

(5) 農業特別セーフガード(SSG)

TPP協定上の原産品として輸入される農産品は、WTOの農業SSGの適用対象外とすることを規定。(注：TPP域内からの輸入であっても、輸入者がTPP協定ではなく、MFN税率で輸入するものはSSGの対象。)

(6) 遺伝子組換え作物の貿易

遺伝子組換え作物について、承認に際しての透明性の向上(申請に必要な書類、危険性・安全性評価の概要の公表)、未承認の遺伝子組換え作物の微量混入事案についての情報の共有(開発企業からの情報提供の促進等)、情報交換のための作業部会の設置等を規定。(いずれの規定も各国の法令及び政策の範囲内での対応を求めるもの。)